

令和8年度第1回木更津市総合教育会議 次第

日時：令和8年7月15日（水）

午後1時から

場所：Zoom会議

1 開 会

2 議 事

- (1) 木更津市第3次教育大綱施策カードの内容報告について

3 そ の 他

4 閉 会

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	①安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。	主担当課		
2 基本施策	(1) 子どもの居場所・教育施設の環境整備	生涯学習課		
3 実施内容	ア. 放課後子ども教室、放課後児童クラブ、朝の居場所の充実	関係課		
		こども家庭支援課・こども保育課・教育総務課・学校教育課		
4 現状と課題	【放課後子ども教室】 ・放課後子ども教室は、地域住民や保護者等で構成される各小学校区放課後子ども教室運営員会へ委託し実施している（6小学校区で6教室実施）。 ・地域住民らが主体の教室については、スタッフの高齢化が課題となり、保護者主体の教室については、子どもの卒業によるスタッフの入れ替えが頻繁なことから、スタッフ不足により運営が困難となるケースが発生する場合がある。 【放課後児童クラブ】 ・放課後児童クラブでは入所できない児童が発生しつつある。 ・国は、児童に安全・安心な活動場所を提供できるよう、学校の余裕教室や特別教室、学校敷地内の専用施設等の利用を促進するよう求めているが、本市の放課後児童クラブの多くは学校敷地外で開設されていることや、学校の余裕教室不足等による学校施設の活用が進まないこと等により、両事業の一体的な実施が難しい状況にある。 ・学校施設の活用については、こども未来部と教育委員会が協議をし、活用を促進していく。 【朝の子どもの居場所づくり】 家庭の事情により始業よりも早く登校せざるを得ない児童の安心・安全な居場所づくりに取り組むことにより、保護者の就労を支援するとともに、子育て支援の充実を図る。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	【放課後子ども教室】 ・スタッフ不足については、必要に応じ各種ボランティアやまちづくり協議会、青少年育成市民会議等の団体へ協力を依頼し対応していく。 ・また、各教室間の連携強化や情報共有を図るため、定期的に連絡調整会議を実施する。 【放課後児童クラブ】 ・本市の放課後児童クラブは民設民営を推進しているため、引き続き運営費補助などを行い、事業を推進していく。 ・学校施設の活用については、こども未来部と教育委員会が協議し、活用を促進していく。 【朝の子どもの居場所づくり】 学校の始業前に登校してきた児童を対象に、木更津市シルバー人材センターの会員による見守り業務を行う。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
	放課後児童クラブ設置数	R4 (現状値)	51	
		R5	52	54
		R6	53	59
		R7	60	60
R8		61		
7 令和8年度の活動予定	【放課後子ども教室】 放課後子ども教室については、運営を各小学校区放課後子ども教室運営委員会へ委託し、小学校区単位で活動を行う。 【放課後児童クラブ】 放課後児童クラブについては、保育需要に対応し、新規に放課後児童クラブを開設した事業者による運営費の補助を行い、放課後児童クラブ事業を一層推進していく。 【朝の子どもの居場所づくり】 小学校1校で実証実験を実施する。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	①安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。	主担当課		
2 基本施策	(1) 子どもの居場所・教育施設の環境整備	教育総務課		
3 実施内容	イ. 学校長寿命化計画による計画的な施設の改修	関係課		
		営繕課		
4 現状と課題	校舎や屋内運動場について、外壁の爆裂や雨漏り、上下水管の漏水や電気設備の不具合など、施設の老朽化が著しい状況である。 児童生徒が安心安全に利用できる教育環境を提供するため、施設を整備していく必要がある。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	公共施設再配置計画に基づき令和3年6月に木更津市学校施設長寿命化計画を策定、劣化状況評価における健全度から対象校を選定し改修を行う。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
	学校施設の長寿命化工事実績	R4 (現状値)		
		R5		
		R6		
		R7	1	1
		R8		
7 令和8年度の活動予定	令和8年度から令和10年度の3ヵ年計画で八幡台小学校校舎の長寿命化工事を行う。 令和8年度は仮設校舎の建設を行う。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	①安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。			主担当課	
2 基本施策	(1) 子どもの居場所・教育施設の環境整備			教育総務課	
3 実施内容	ウ. 特別教室などの空調整備			関係課	
				営繕課	
4 現状と課題	特別教室も普通教室と同様、児童生徒の使用頻度が高く、健康管理上の要請から、全国的に特別教室への空調設備の設置が求められている。当市においても特別教室などについては空調設備は整っておらず、かかる整備を行い教育環境の改善を図ることが喫緊の課題である。				
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	特別教室の空調整備については、利用頻度の高い教室を優先して整備を進める方針のもと、令和7年度には特別教室の空調設備設置計画（対象設置計画）を定めるとともに、設置工事設計業務委託を完了した。現在は工事実施に向けた具体的な計画検討を進めている。				
6 指標	名称	年度	目標値	結果	
			(各年度末時点)		
	特別教室などの空調整備	R4 (現状値)			
		R5	対象設置計画の策定	未策定	
		R6	対象設置計画の策定	未策定	
		R7	工事計画の決定	未策定	
		R8	工事計画の決定		
7 令和8年度の活動予定	空調設備工事の実施校に係る工事計画を関係部署と協議し決定する。				

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	①安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。			主担当課	
2 基本施策	(2) 給食米100%オーガニック化・地産地消を取り入れた学校給食の提供			学校給食課	
3 実施内容	ア. 地元産の有機栽培米の提供の継続、促進			関係課	
				農林水産課	
4 現状と課題	市内公立小中学校の米飯給食全153日のうち86日を有機米で提供した。きさらづ特認校2校においては、地域内で収穫された有機米を用い、自校炊飯を通年実施した。令和6年度から、米飯給食の年間提供日数を134日から153日と増やしたことで、天候不順による令和6年産米の減収により、令和7年度の有機米の提供日数は前年度を下回った。 今後は、米価格の高騰や、収量減少時における安定供給の確保が課題となる。				
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	米価格の高騰や、天候不順による収量減少に対応した安定供給については、関係機関と連携し、情報共有を図りながら、収量の把握や連絡調整を行う。 また、きさらづ特認校2校においては、地域循環による自校炊飯の通年実施を継続する。				
6 指標	名称		年度	目標値	結果
				(各年度末時点)	
	学校給食への木更津産有機米の提供割合		R4 (現状値)	53%	
			R5	61.9%	61.94%
			R6	70.9%	62.74%
			R7	85.8%	56.20%
			R8	100%	
7 令和8年度の活動予定	引き続き、経済部・生産者・事業者と連携を図り、米の価格高騰や、天候不順による収量減少時の安定供給に向けて、収量の把握や連絡調整を行う。きさらづ特認校2校においては、年間を通じて地域内で収穫された有機米を確保し、安定した自校炊飯が実施できるよう取り組む。				

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	①安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。	主担当課		
2 基本施策	(2) 給食米100%オーガニック化・地産地消を取り入れた学校給食の提供	学校給食課		
3 実施内容	イ. 地場産物を取り入れた給食の提供	関係課		
		農林水産課		
4 現状と課題	学校給食の調理過程で発生する野菜くずを活用した循環型給食を鎌足地区で実施している。特産品の「のり」や旬の野菜を取り入れた給食を提供するため、生産者、関係機関と連携を図り、学校と情報を共有している。天候不順や夏の猛暑による収穫量減の影響を受け、地場産物の使用予定時期がずれ込んだり、施設、設備の実状によりその使用に制限が生じる。また、安定的な使用に向けて、食材の物価高騰への対応が必要である。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	献立作成に必要な流通のある地場産物の情報を把握するため、関係機関と連携を図り、学校栄養士と生産状況等の情報共有を行うとともに、生産時期に合わせた献立の研究など、地場産物を取り入れやすい環境づくりに取り組む。 各地域の実情に応じた地産地消の推進に取り組む。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
	学校給食に提供する千葉県産食材の使用割合 (6月・11月調査)	R4 (現状値)	38.10%	
		R5	40%	38.10%
		R6	45%	40.90%
		R7	50%	39.30%
		R8	55%	
7 令和8年度の活動予定	献立に活用できる食材を把握するため、関係機関と連携を図り、生産者の顔の見える、地域で生産された食材を学校給食に提供することで学校における食育の充実を図っていく。令和8年度においても前年度同様、当初予算で物価高騰分を確保し、千葉県産食材の使用割合増加に取り組む。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	①安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。			主担当課
2 基本施策	(2) 給食米100%オーガニック化・地産地消を取り入れた学校給食の提供			学校給食課
3 実施内容	ウ. 地産地消の推進に貢献できる新しい給食施設の整備検討			関係課
				営繕課・教育総務課
4 現状と課題	現在の学校給食施設については、全施設で築30年以上経過しており、築40年以上経過した施設は全体の約80%を占めていることから、各施設の改修には長期間を要する。 また老朽化した現在の施設では、学校給食衛生管理基準に準拠した衛生的で安全な給食の提供継続が難しい状況にあり、予期せぬ事故や故障が発生した場合、給食の提供が出来なくなる可能性がある。 以上のことから、安定した給食の提供を継続するためには、新しい給食施設を整備することが課題となっている。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	・施設整備候補地を選定 ・施設整備に係る基本構想を策定 ・施設の建設			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
	給食施設の整備	R4 (現状値)		
		R5	候補地選定・基本構想策定	候補地検討
		R6	候補地選定・基本構想策定	候補地検討・基本構想素案作成
		R7	候補地選定・基本構想策定	候補地検討・基本構想素案修正
		R8	候補地選定・基本構想策定	
7 令和8年度の活動予定	引き続き、給食施設整備に向けた候補地選定を進めるとともに、基本構想の策定を行う。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	②子どもから高齢者まで自分の居場所を見つけられるまちを目指します。	主担当課		
2 基本施策	(1) 特色ある教育カリキュラムの推進	まなび支援センター		
3 実施内容	ア. 公民連携によるプログラミング教育の充実	関係課		
		オーガニックシティ推進課		
4 現状と課題	①令和4年7月に民間企業4社、高等学校2校、高等専門学校1校とプログラミング学習に関する連携協定を締結した。 ②連携企業の方に11校にてプログラミング出前授業を行っていただいた。 ③年間計画については、プログラミング出前授業を通じて令和7年度に発出した。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	①連携協定先と協議を重ね、どのような授業・研修が展開できるか協議していく。 ②上記②については、市内全小中学校ででの実施を目指す。 ③上記③については、各小中学校や高等学校と情報交換をし、必要に応じて改善を図っていく。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
	・プログラミング出前授業の実施 ・小中高の接続したプログラミング学習に関する年間計画の周知	R4 (現状値)	出前授業 3校	
		R5	授業 7校	7校
		R6	授業 7校	9校
		R7	授業 7校	11校
		R8	授業 12校	
7 令和8年度の活動予定	・夏季教職員研修において、専門家を招き、プログラミング学習に関する研修を実施する。 ・小中学校において出前授業を実施する。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	②子どもから高齢者まで自分の居場所を見つけられるまちを目指します。		主担当課	
2 基本施策	(1) 特色ある教育カリキュラムの推進		学校教育課	
3 実施内容	イ. 小規模特認校に通学する児童生徒の増加への取組		関係課	
4 現状と課題	・市内の各方面から小規模特認校に通えるように、スクールバス運行を行っている。 ・児童・生徒数の増加を目指し、学校と地域の連携・協働によるコミュニティスクールのよさを生かした教育カリキュラムを検討する必要がある。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	・小規模特認校としての活動内容及び学校の特色を周知するための発信方法について検討する。 ・市内のどこからでも小規模特認校に通えるように、保護者のニーズを踏まえつつ、スクールバスによる送迎ルートを年度ごとに検討する。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
	小規模特認校の児童、生徒数	R4 (現状値)	小学校 417人 中学校 141人	
		R5	小学校 425人 中学校 145人	小学校 431人 中学校 142人
		R6	小学校 435人 中学校 150人	小学校 428人 中学校 158人
		R7	小学校 445人 中学校 160人	小学校 418人 中学校 154人
R8		小学校 445人 中学校 160人		
7 令和8年度の活動予定	・小規模特認校としての活動内容及び学校の特色を市のFacebook等SNSで発信する。 ・コミュニティスクールとして教育活動のさらなる充実を図るため、学校長を対象としたきさらび特認校会議を開催する。 ・運行経路の調整を行い、効率的な運行を図ることで運行時間を短縮し、長時間乗車による児童の身体面への負担を軽減することを図るとともに、運行委託費に対する受益者負担の考え方の整理等、今後のスクールバスのあり方について検討を進める。 ・企業版ふるさと納税等による寄附を募集し、財源確保に努める。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	②子どもから高齢者まで自分の居場所を見つけられるまちを目指します。	主担当課		
2 基本施策	(2) スポーツを通じた児童・生徒の健康増進	スポーツ振興課		
3 実施内容	ア. 江川総合運動場の児童生徒による利用促進	関係課		
		学校教育課		
4 現状と課題	子どもが運動する場所の提供として、気軽に運動ができるちびっこ広場や令和5年4月に供用開始した第1野球場、8月に供用開始したサッカー場をはじめとした、大規模施設である江川総合運動場の周知や利用促進を図ることが課題である。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	市のイベントや指定管理者による体験教室などの自主事業及び小中体連の大会等を江川総合運動場で行い、施設の周知と利用の促進を目指す。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
	江川総合運動場利用者数（全世代）	R4 (現状値)	32,136	
		R5	43,000	57,337
		R6	44,000	57,263
		R7	58,000	56,352
		R8	59,000	
7 令和8年度の活動予定	江川総合運動場において、木更津市民新春マラソン大会などの市のイベントや指定管理者の自主事業による体験教室、小中体連の大会等を積極的に、施設の周知と利用の促進を図る。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	②子どもから高齢者まで自分の居場所を見つけられるまちを目指します。	主担当課		
2 基本施策	(2) スポーツを通じた児童・生徒の健康増進	スポーツ振興課		
3 実施内容	イ. 子どもがスポーツに触れる機会の提供	関係課		
		学校教育課		
4 現状と課題	①日々の生活の中で、外で体を動かす遊びが習慣化されるように、子どもが自ら体を動かして遊ぶことに興味や意欲を持てるような働きかけが重要である。 ②運動する児童生徒としない児童生徒の二極化が進み、体力格差の広がりが懸念される。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	①親子で楽しめる遊びやスポーツ体験などの機会を通じて、子どもの運動習慣や体力づくりを図る。 ②児童とその保護者を対象に「チャレスポ in KISARAZU」を開催し、スポーツにチャレンジする機会の提供や優れたスポーツ選手との交流を通じて、地域のスポーツ活動の促進を図る。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
	チャレスポ in KISARAZU (※親子参加事業のため、保護者人数含む)	R4 (現状値)	738	
		R5	750	1,202
		R6	800	1,052
		R7	1,100	1,812
R8		2,000		
7 令和8年度の活動予定	市制施行80周年事業として令和4年度に初実施をし、今年度は5回目の実施となる。 令和7年度には開催場所をイオンモール木更津に移したところ、大幅な参加者増となり、反響も大きかったため、令和8年度も継続してイオンモール木更津で開催する。 世界大会の開催などにより注目が集まる種目を含めたスポーツ体験教室の他、当日参加のできる体験ブースの拡充などを図ることで、子どもたちがより多くのスポーツに触れる機会の提供をする。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	②子どもから高齢者まで自分の居場所を見つけられるまちを目指します。			主担当課
2 基本施策	(2) スポーツを通じた児童・生徒の健康増進			学校教育課
3 実施内容	ウ. 中学部活動の地域展開（移行）の検討			関係課
				スポーツ振興課・生涯学習課・文化課
4 現状と課題	地域展開（移行）にあたって、指導者の確保・活動場所の確保など課題は山積している。また、教職員の兼職兼業の意向や、子どもたちの意識、要望等の実態把握をすることも今後考えていく必要がある。さらに、地域展開（移行）に必要な予算の検討などを行っていく。併せて、文化部活動の地域展開（移行）についても検討していく。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	庁内検討会議で出た意見や各中学校からのヒアリング結果を踏まえ、木更津市部活動地域移行協議会で課題解決に向けて取り組んでいく。また、近隣他市との情報共有及び国や県の動向を注視しながら、本市の取組を進めていく。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
		R4 (現状値)		
	庁内検討会議を行ったり、市内全12校を訪問したりと各方面からのヒアリングを行った。	R5	12校	12校
	「木更津市部活動地域展開（移行）協議会」を設置し、協議する。	R6	3回	3回
	休日のみ、可能な活動を地域へ移行していく。	R7以降	随時	3回 (試験運用)
7 令和8年度の活動予定	休日のみ、可能な活動を地域へ移行していく。	R8	運動3回 文化3回 (試験運用)	
	木更津市部活動地域展開（移行）協議会を開催し、中学校における部活動の段階的な地域移行に関する課題に総合的に取り組むとともに文化部活動の地域展開（移行）についても試験運用を行い、地域展開（移行）した際の課題の把握・解決に努める。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	②子どもから高齢者まで自分の居場所を見つけられるまちを目指します。	主担当課		
2 基本施策	(3) 継続的な学びを支える公民館の充実	市民活動支援課		
3 実施内容	ア. 公民館長寿命化計画の策定及び老朽化対策の推進	関係課		
4 現状と課題	公民館（地域交流センター）（附属体育館含む）については築30年を超える建物が7割を越え、空調設備や浄化槽等、施設の老朽化が進んでいるため、効率的な整備を進めていく。 なお、令和8年度から市民相互の交流の促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、公民館は地域交流センターへ移行した。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	社会教育施設個別施設計画の効率的な運用を行うため、上位計画との整合性を図りながら適正な規模及び配置のあり方等を総合的に判断し、全庁的な体制で施設の再整備に取り組む。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
	社会教育施設個別施設計画の中の建物の健全度と築年数をもとに、マネジメント部門、企画部門と連携し、今後の社会情勢を踏まえ、関係部署と令和6年度以降協議し、全庁的な体制で施設の再整備を行う。	R4 (現状値)		
		R5		
		R6		
		R7		
		R8		
7 令和8年度の活動予定	富来田地域交流センターの空調改修工事、桜井地域交流センターの空調改修に伴う設計業務、金田地域交流センターの外壁劣化に伴う調査業務を行い、適切な施設整備や維持管理に取り組んでいく。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	②子どもから高齢者まで自分の居場所を見つけられるまちを目指します。	主担当課		
2 基本施策	(3) 継続的な学びを支える公民館の充実	生涯学習課		
3 実施内容	イ. 地域交流センターの自習スペースやフリースペースづくりの推進	関係課		
		市民活動支援課		
4 現状と課題	中央地域交流センターでは、空きスペースを利用して「自習＆ワークスペース」を開設している。学生や社会人が多く利用し、概ね満足度は高いが定期テスト前などは満席になり、利用を断っていることが課題である。他の地域交流センターでは、施設や地域の実情に合わせて「フリースペース」を開設し、地域交流センター利用者の拡大を図っている。施設の立地面など対象や内容の設定に苦労しているのが課題となっている。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	それぞれのニーズをとらえ、「参加者層を拡大する」ことを目的に、様々な手法で試行錯誤している。中央地域交流センターの「自習＆ワークスペース」は、現状維持を図っていく。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
	各地域交流センターで開設する「フリースペース」の数	R4 (現状値)	10	
		R5	11	15
		R6	12	15
		R7	15	15
		R8	15	
7 令和8年度の活動予定	中央地域交流センター：自習＆ワークスペースを開設する。 各地域交流センター：施設や地域の実情にあわせた「フリースペース」を開設する。 フリースペースを含めた市民の主体的な学習の場を維持する体制の充実を図る。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	②子どもから高齢者まで自分の居場所を見つけられるまちを目指します。			主担当課
2 基本施策	(4) 文化芸術拠点施設の整備推進と文化財の価値や魅力の創造			施設建設室
3 実施内容	ア. 文化芸術活動の拠点施設の整備促進及び中央地域交流センター並びに図書館の複合化			関係課
				総務課・こども政策課・こども家庭支援課・こども発達支援課・こども保育課・生涯学習課・図書館・市民活動支援課・地域政策室
4 現状と課題	・市民会館大ホール及び集会棟の利用停止により、市民の芸術文化活動の成果の発表や、市民活動の場が限られている。 ・中央地域交流センターは、スパークルシティ木更津に仮移転していることから、避難所に指定されていない。また、駐車場からの距離が離れているなどアクセス性に課題がある。 ・図書館は、建物の老朽化や資料保管スペース及び閲覧席数の不足、バリアフリー化が課題となっている。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	・吾妻公園文化芸術施設基本設計に基づき、文化芸術拠点施設の具体的な整備内容や運営方法についての検討を進める。 ・文化芸術拠点施設については、指定避難所など災害時の防災拠点としての機能をもうけるとともに、十分な駐車場整備やアクセス性確保の検討を進める。 ・中央地域交流センターについては、複合化による施設の相互利用促進に向けた検討を進める。 ・図書館については、新木更津市立図書館整備計画を踏まえ、資料保管スペースの確保や視認性に優れた書架スペースを整備するとともに、複合化による利用者層の拡大や他機能との連携強化の検討を進める。なお、文京地区にある図書館については、図書館機能移転後、子育て世代の支援をより一層強化するための子育て支援施設を検討する。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
		R4 (現状値)		
		R5	まちづくり実施計画 (吾妻公園) 策定	まちづくり実施計画 (吾妻公園) 策定
		R6	文化芸術拠点施設 基本設計	文化芸術拠点施設 基本設計
		R7	文化芸術拠点施設 実施設計	文化芸術拠点施設 実施設計
		R8	文化芸術拠点施設 建設工事着手	
7 令和8年度の活動予定	文化芸術施設等に係る建築実施設計を取りまとめたうえで、建設工事に着手する。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	②子どもから高齢者まで自分の居場所を見つけられるまちを目指します。	主担当課		
2 基本施策	(4) 文化芸術拠点施設の整備推進と文化財の価値や魅力の創造	文化課		
3 実施内容	イ. 金鈴塚古墳出土品国宝化を目指した市民意識高揚への取組	関係課		
		郷土博物館金のすず		
4 現状と課題	文化財を保護・継承し、多くの市民に古墳に関心を持ってもらい現地で見ていただくため、継続的に古墳と周辺の整備を実施している。また、博物館では古墳出土品を展示し、その重要性を伝えることに努めている。より多くの方に古墳や古墳出土品に関心を寄せていただけるような周知方法や博物館の来館者を増やす取り組みの検討が課題である。			
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	SNS等を活用し、観光振興とも連携した広報活動を行うことで博物館の集客につなげる。博物館が市民交流の場となるような事業を展開する。			
6 指標	名称	年度	目標値	結果
			(各年度末時点)	
	郷土博物館金のすず入館者数	R4 (現状値)	6,824	
		R5	9,000	8,689
		R6	10,000	11,186
		R7	11,500	12,128
R8		12,000		
7 令和8年度の活動予定	文化課では、郷土の歴史を学ぶ授業で副教材として利用可能な、金鈴塚古墳周知資料を作成し、市内小学校の対象児童に配布する。千葉県指定史跡 金鈴塚古墳と来訪者用駐車場の状況を定期的に確認し、維持管理に努める。 郷土博物館金のすずでは、SNSによるイベント等の周知に努めながら、ミュージアム・グッズとして古墳出土品のピンバッジ等を製作して有償頒布する。また、金鈴塚古墳について出前講座・校外学習の中で解説しアンケートによる理解度の把握を行い、その向上を図ることで、市民の関心を高めるとともに、ワークショップ型の体験教室を実施して市民交流の場を提供する。			

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	③多様性を認め合い、尊重できるまちを目指します。			主担当課	
2 基本施策	(1) いじめ、暴力、虐待、差別のない共生社会の実現			学校教育課	
3 実施内容	ア. 友好都市の小中学校との交流による国際理解教育の推進			関係課	
				オーガニックシティ推進課	
4 現状と課題	・ダナン市、ボゴール市以外の友好都市について、各学校で認知されていないため、各小中学校における国際交流を行っていく意識の醸成が必要である。				
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	・友好都市を各学校に周知し、それぞれの学校の希望により活発にオンライン交流を行うことができるシステムを、オーガニックシティ推進課と連携して構築する。 ・市内すべての小中学校で国際交流の依頼があった際に、積極的な受入を行う土台を構築する。				
6 指標	名称		年度	目標値	結果
				(各年度末時点)	
	交流回数（オンラインによる交流を含む）		R4 (現状値)	0	
			R5	2	1
			R6	3	2
			R7	4	2
			R8	3	
7 令和8年度の活動予定	7月に越日学校が本市へ来訪し、市内小学校・中学生・高校生・学生との交流を図る。市内すべての小中学校、高等学校、工業高等専門学校を「国際交流教育ネットワーク」でつなぎ、積極的に交流することで、国際理解教育を推進する機会とする。				

木更津市第3次教育大綱施策カード

1 基本方針	③多様性を認め合い、尊重できるまちを目指します。			主担当課	
2 基本施策	(1) いじめ、暴力、虐待、差別のない共生社会の実現			学校教育課	
3 実施内容	イ. いじめをなくす、起こさない取組の推進			関係課	
4 現状と課題	・いじめの解消率が、小学校で76.3%、中学校で77.7%という現状がある。 ・年間35時間の道徳の時間を確保している。 ・SNSによるトラブルが増えているとともに、いじめの解決が困難なケースが増加している。				
5 課題解決に向けた方向性・活動内容	・いじめを早期発見、早期対応するために、「いじめに係るアンケート」・「教育相談」を各学期に1回以上実施するよう推奨する。 ・いじめ解消に向けた児童生徒の自治的活動を推奨する。 ・いじめの発生を抑止するために、いじめ防止授業を市内全小中学校で実施できるよう、指導資料やワークシートを作成し、学校に送付する。				
6 指標	名称	年度	目標値	結果	
			(各年度末時点)		
		R4 (現状値)	小学校 70.5% 中学校 64.5%		
		R5	小学校 71% 中学校 65%	小学校 76.0% 中学校 87.3%	
		R6	小学校 72% 中学校 66%	小学校 74.9% 中学校 72.5%	
		R7	小学校 75% 中学校 73%	小学校 76.3% 中学校 77.7%	
7 令和8年度の活動予定		R8	小学校 77% 中学校 78%		
		・いじめを早期発見、早期対応するために、「いじめに係るアンケート」・「教育相談」を各学期に1回以上実施するよう推奨する。また、学校全体でいじめの実態を把握するため情報共有の体制を構築できるよう支援する。 ・いじめの解決が困難なケースについては、市S S Wが各学校で行われる生徒指導会議に参加し、支援・助言するなど、いじめの解消に向けて取り組む。 ・いじめ防止授業について、指導資料やワークシートを送付するとともに、要請のあった市内小中学校に講師として指導主事を派遣する。			

木更津市

教職員の働き方改革ガイドライン



木更津市教育委員会
令和8年4月改定

目次

1	「木更津市 教職員の働き方改革ガイドライン」の目的	1
2	教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取り組み	2
3	ガイドラインの性格	3
4	木更津市の教職員の働き方改革の目標	4
5	木更津市教育委員会の働き方改革の取り組み	5
	(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	5
	(i) 学校以外が担うべき業務	
	(ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務	
	(iii) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	
	(2) 学校における措置の推進	7
	(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	7
6	君津地方四市の各学校における働き方改革の具体的な取り組み例	8
	(1) 業務改善の推進	8
	(2) 部活動の負担軽減	9
	(3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制	9
	(4) 学校を支援する人材の確保	10
	(5) 学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進	10
	(6) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ	11
7	関連する取組、今後のフォローアップについて	11

1 「木更津市の教職員の働き方改革」の目的

持続可能な学校運営と木更津市の教育の質をさらに高めるために、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整えることで、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現と、子供たちに向き合う時間を確保する。

昨今、グローバル化や急速に発達する情報化、少子高齢化の進行等、社会環境は急激に変化している。それに伴い、教職員の ICT 活用指導力がより一層求められたり、いじめや不登校、子供の貧困問題などが複雑化、多様化したりと、学校を取り巻く環境も大きく変化している。

こうした中、定期的実施している教職員の勤務実態調査の結果をみると、時間外在校等時間は減少傾向にある一方で、一定の割合で長時間勤務が続いている実態も報告されている。

教職員が心身ともに充実して子供たちと向き合い、教職員のウェルビーイングを確保し、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが、教職そのものの魅力向上や学校教育の充実につながる。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を加速的に進めていくことが必要である。

具体的には、教職員一人一人が自分自身の勤務実態と業務内容を把握すること等を通して、教職員の意識改革をさらに進めていく。

また、業務の質的転換及び量的削減、精選を図ることを目的として、「チーム学校」の体制整備に向け、スクール・サポート・ティーチャー（以下、「SST」という。）や、心の相談員、特別支援教育支援員、日本語支援員、スクール・サポート・スタッフ（以下、「SSS」という。）等のスタッフの充実と拡充に向けた取り組み等を進めていく。

さらに、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進めるため、各学校の学校評議員や学校運営協議会委員、市PTA連絡協議会との連携を深め、保護者や地域住民等の理解、協力を得ながら、子供たちの資質・能力を高めるための学校運営を推進していく。

木更津市教育委員会は、本改定を通して、教職員の長時間勤務の改善に取り組むことを含め、風通しの良い働きやすい職場づくりの構築に努め、本市教育の質のさらなる向上を図り、子供たちのための働き方改革となるよう推進していく。

2 教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組

- 国は平成28年度に「教員勤務実態調査（以下、「調査」という。）」を行い、多くの教職員が長時間勤務をしている実態が明らかになり、平成31年1月には「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（以下、「国ガイドライン」という。）」を策定した。令和元年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）の一部を改正する法律」を制定・公布し、各地方公共団体の判断による一年単位の変形労働時間制の選択的導入を可能とするとともに、上記国ガイドラインを法的根拠のあるものと位置づけることとした。

さらに、国は令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下、「指針」という。）」を制定し、同年7月には同指針を改正するとともに、「給特法施行規則」を制定・公布し、時間外在校等時間の上限の原則や一年単位の変形労働時間制の導入についての規定を整備している。

国が令和4年度、6年ぶりに行った「調査」では、前回調査（平成28年度）と比較して、在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教職員が多い状況が明らかになり、令和5年9月には「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」の提言が示された。

学校における働き方改革の具体的な取組例としては、令和2年から毎年大幅改定を加えている「学校における働き方改革事例集」が令和5年3月に改定されている。

直近では、令和6年8月の中央教育審議会での「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえ、令和7年6月には給特法等の一部を改正する法律及び指針が改正されている。

- 千葉県では、平成30年9月に「学校における働き方改革推進プラン（以下、「県プラン」という。）」を策定し、令和元年5月に一部改定を行った上で、令和2年3月と令和3年3月、令和6年3月に、国の指針やこれまでの取組に対する成果と課題等を踏まえ、改定を行った。

また、千葉県が平成30年度から実施している「勤務実態調査」の令和6年度の結果によると、「過労死ライン」といわれる1月当たりの正規の勤務時間を80時間超えて在校している教職員の割合は、学校における働き方改革が進むにつれて、徐々に減少傾向にあり、1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員も、全校種の教諭等においては平均で31.9%と令和5年度と比較すると5.3ポイント減少したが、中学校では46.0%と約半数ちかくの教職員が45時間を超えている実態が明らかになった。

- 木更津市では、令和3年9月に「木更津市教職員の働き方改革ガイドライン（以下、「市ガイドライン」という。）」を策定し、取り組んできた。令和6年には、策定から3年を経過し見直しの時期にあたること、県プランの改定があったことを受け、より実効性が高まるよう市ガイドラインの改定を行ったが、上記の給特法及び指針の改正に伴

い、現行市ガイドラインの対象期間終期を待たずに改定を行った。

また、木更津市が令和元年7月から毎月実施している「勤務実態調査」の結果によると、全体的に改善傾向にあり、中学校では、1月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えて在校している教職員は減少傾向にあるものの、1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員が一定数いるという実態が明らかになっている。

<教諭等における在校時間等調査結果> 月80時間以上の超過勤務者の割合

調査実施時期	小学校		中学校	
	千葉県	木更津市	千葉県	木更津市
R4. 11月	4. 4%	3. 1%	20. 5%	25. 1%
R5. 11月	2. 7%	1. 3%	17. 7%	16. 1%
R6. 11月	2. 4%	1. 8%	15. 0%	14. 0%

<教諭等における在校時間等調査結果> 月45時間以上の超過勤務者の割合

調査実施時期	小学校		中学校	
	千葉県	木更津市	千葉県	木更津市
R4. 11月	47. 0%	44. 0%	58. 9%	73. 2%
R5. 11月	39. 9%	30. 5%	53. 7%	58. 5%
R6. 11月	35. 1%	26. 4%	46. 0%	57. 9%

3 市ガイドラインの性格

- 教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や今後の取組の方向性を示すものである。
- 木更津市教育委員会は、市ガイドラインに基づき、市内小・中学校における教職員の働き方改革を着実に推進する。
- 対象期間は、国や県の動向を参考とする。
- 国や県における新たな動きや、各校の実情、および目標の達成状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととする。
- 教職員の働き方を学校内の課題に留めず、保護者・地域との連携と相互理解のもと、学校の役割を適正化し、持続可能な教育環境を構築することを目的とする。

4 木更津市の教職員の働き方改革の目標

前回改定された市ガイドラインでは、持続可能な学校指導・運営体制の構築等を目指すために国ガイドラインや県プランを参考に、以下の2つの目標を掲げている。

今回の令和7年度に改正された給特法等の一部を改正する法律において、全ての教育委員会が文部科学大臣の定める指針に即して、学校における教職員の時間外在校等時間の上限や具体的な数値目標の設定、業務量管理及び健康確保措置の実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定することが義務付けられた。具体的には、今後将来的に、1か月の時間外在校等時間が45時間以下となる教職員の割合を100%とすることや、年間平均を30時間程度へ縮減する目標など、教職員の長時間労働の是正に向けた具体的な数値目標が設定されている。

また、年次有給休暇の取得は、教職員の心身の健康を保持し、長時間勤務の是正を図るうえで重要な指標として位置づけられ、年休取得率を数値として把握・改善することは、業務の効率化や働き方の見直しを促し、結果として子供と向き合う時間の確保につながることから、千葉県の教職員の働き方改革を進める上で有効であり、今回目標の1つとすることとした。

なお、実施計画については改訂された市ガイドラインをもって充てることとする。

この目標を設定する意図は、目標を実現するための環境づくりや各教職員の意識改革を推進し、具体的な方策や課題点の見直しを行うことにある。

（１）時間外在校時間の上限の設定

- 「条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（※時間外勤務）」が、特別な場合を除き、1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにする。

※ 「時間外勤務」は、休憩時間を除いた校内に在校している在校時間に、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を加えた時間を「在校等時間」とし、その「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間7時間45分を減じた時間を表している。

（２）教職員の意識改革

- 教職員が心身ともに健康を保ち、持続可能な学校運営と教育の質を高めるために、教職員一人一人が働き方を見直し、限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行うとする意識を持つとともに、具体的な業務の改善を目指す。目標指数は、次のとおりとする。

①子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合68%

②勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合90%

※ 「子供と向き合う時間」とは、休み時間や放課後等において、子供たちの様子を観察したり、遊んだり、相談にのったりする時間のことを指す。

※①②の数値は、本市R5年度調査結果（①58%②80%）から、県プランの数値目標（R8年度までに10ポイント改善）を反映させ設定。（R6年度調査結果①59%②65%）

(3) 年次有給休暇の取得促進（年休取得率の向上）

- 年次有給休暇を「特別な場合に取得するもの」ではなく、計画的・日常的に取得するものとして位置付け、心身の健康保持と意欲向上を図るため、年休取得率の向上を目指す。

なお、市ガイドラインは「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、この目標を遵守することのみを求めるものではない。

さらには、この目標の遵守を形式的に行うことを目的として、虚偽の時間の申告を行ったり、自宅等に持ち帰って業務を行う時間を増やしたりすることは、市ガイドラインの趣旨に反するものであり、厳に慎むこととする。

5 木更津市教育委員会の働き方改革の取組

学校における働き方改革の推進にあたっては、令和7年6月に改正された指針の中で、（i）学校以外が担うべき業務、（ii）教師以外が積極的に参画すべき業務、（iii）教師の業務だが負担軽減を推進すべき業務、と整理された。

本市では、それぞれについて次に示す内容に取り組むこととする。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(i) 学校以外が担うべき業務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等<ul style="list-style-type: none">・各地域の実情を踏まえつつ、保護者や地域住民による通学路の見守り活動をさらに推進する。② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応<ul style="list-style-type: none">・学校閉庁日や夜間、週休日等における学校以外の緊急時の連絡体制（市役所等）確保しつつ、自動音声対応機能付き電話機（システム電話）を設置する。・木更津警察署管内学校警察連絡委員会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。③ 学校徴収金の徴収・管理<ul style="list-style-type: none">・給食費の公会計化・木更津市学校納入金等会計マニュアルの見直しや先行導入事例の情報共有など、学校集金システムの導入に向けた環境整備について検討する。④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応<ul style="list-style-type: none">・県のスクールロイヤーや学校問題解決支援チームの活用が積極的に図られるよう周知・啓発を推進する。 |
|--|

(ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑤ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・学校支援ボランティア活動を推進する際、学校支援ボランティアコーディネーターが中心となり連絡調整を行うとともに、副校長や教頭に負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行う。

⑥ 調査・統計等への回答

- ・調査のうち、市教委で回答できるものについては学校へ依頼しないよう努めるとともに、市教委から学校へ発出する文書の縮減に努める。
- ・校務支援システムの機能等を活用することにより、文書收受や調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・ＳＳＳなど教師以外の積極的な参画により、教師の事務処理に係る負担を軽減する。
- ・学校経営への参画および学校事務体制の強化のために、共同学校事務室の整備を推進する。

⑦ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理に ICT 支援員の活用を推進する。

⑧ 部活動

- ・木更津市部活動ガイドラインの遵守。
- ・部活動の休日の完全地域展開へ向けた試験運用を実施する。

(iii) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑨ 給食の時間における対応

- ・食に関する指導や日常的な見守り等については、学級担任以外の職員の協力により、負担軽減を促進する。

⑩ 授業準備

- ・印刷や物品等の準備など補助的な業務に対するＳＳＳ等支援員の参画を推進する。
- ・ICT 支援員の活用を推進した授業準備を図る。

⑪ 学習評価や成績処理

- ・採点作業や提出状況の確認など補助的な業務に対するＳＳＳ等の参画を推進する。
- ・校務支援システムを始めとしたデジタル技術の活用を推進する。

⑫ 学校行事の準備・運営

- ・教師と事務職員及びＳＳＳ等との協働を促進する。
- ・学校管理規則の改正により学年始め休業の平日５日間を確保する。

⑬ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との協働を

促進する。

- ・まなび支援センターの機能強化や校内教育支援教室の体制を強化する。
- ・SST、特別支援教育支援員、医療的ケアのための学校看護師、日本語支援員、スクールソーシャルワーカー、心の相談員など、支援が必要な児童生徒のためのスタッフを配置する。
- ・市教委担当指導主事が学校を巡回訪問し、支援に係る助言や関係機関との連絡調整等を行う。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086時間単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・保護者及び地域住民に対して、教職員の勤務時間について周知し、理解と協力を求める。
- ・人事評価制度の項目に「業務改善」の視点を盛り込むことにより、具体的な行動目標と進行管理により市ガイドラインの推進を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・勤怠管理システムを活用し、教職員の勤務時間についてより正確な把握を行う。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・心身の健康問題についての相談体制を整備する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を図る。
- ・夏季休暇（6日間）の完全取得、年次有給休暇のまとまった取得、記念日休暇の取得等を促進する。
- ・長期休業期間中に学校閉庁日（年間5日間）を実施する。

6 君津地方4市の各学校における具体的な取組事例

(1) 業務改善の推進について（中学校は部活動を含む）

No.	項目	取組事例
1	諸表簿	■提出書類等の簡略化 ・教科経営案、復命書（引率・県外出張は除く）、旅行届の廃止 ・学級経営案 6年間をA3 1枚に集約（小学校） ・学級経営案を目標申告に代える ・週案は授業進度等について記入するが、コメント欄の記入は強制しない ・通知表の総合所見を学年末の1回にした ・通知表の発行を年間2回 ・成績処理日の設定
2	諸表簿	■週案の隔週提出 ・2グループに分けて、隔週の提出 ・管理職等のコメントは、ローテーションで1名とする
3	諸表簿	■行事予定、下校時刻の通知の一本化 ・統一各学年（学級）で出す便りの下校時刻や行事予定をなくし、学校からの便りで統一した
4	研 修	■金曜日課の創設と校内研修の工夫 ・金曜日課は清掃をカットし15分早く児童を下校させ、研修時間を確保 ・年間の回数を見直し、自主研修 ・官制研修（初任研、フォローアップ研修、中堅研修など）の活用
5	研 修	■校内研修の効率化 ・指導案検討は行わない。希望により講師を招聘し、個人的に相談する ・研究紀要は発行しない
6	行事精選	■募集作品の精選 ・夏休みの作品募集について大幅なカットをする
7	行事精選	■運動会の見直し ・運動会を半日開催に短縮し競技の見直しを行う
8	行事精選	■陸上練習の効率化 ・朝練習の廃止 ・日課表を組み直し、4～6年の合同体育を6校時に組み入れて陸上の練習を行う（小学校）
9	行事精選	■家庭訪問の実施形態変更 ・全家庭を訪問しての保護者との面会を廃止し、生徒の自宅住所の確認を目的とし、面会希望者のみ訪問、面会実施に変更
10	デジタル化	■学校評価アンケートのデジタル化
11	デジタル化	■デジタル採点システムの導入（有料）

12	デジタル化	■職員会議の資料の電子化 ・ 資料を PDF にして職員用校務パソコンから閲覧
13	日課時程	■日課時程の工夫 ・ 小学校の週指導時数を 29 時間から 28 時間にする ・ 休み時間の短縮（10 分を 5 分に） ・ 朝読書や清掃・休み時間等を見直し、冬季 5 時間にして部活動の時間を確保しつつ授業時間も確保する（中学校）
14	指導体制	■5，6 年生の教科担任制 ・ 学級担任が学年分（3 学級）の教科を 1 教科担当
15	事業仕分	■事業仕分け会議の実施 ・ 複数の少人数グループで校内の事業について、話し合い、各グループが提案
16	養護教諭	■使い捨てのものを使用 ・ 視力検査の斜眼子・歯科検診の歯鏡・耳鼻科検診の舌圧子
17	養護教諭	■保健だよりを連絡があるときのみ発行 ・ 月 1 回発行ではなく、連絡があるときのみ発行している
18	事務職員	■各種マニュアルの作成や見直し ・ 学校徴収金マニュアル・教員向け事務処理マニュアル ・ 事務職員向けマニュアル
19	事務職員	■PC の事務共有フォルダの作成
20	事務職員	■学校徴収金の会計報告 ・ 保護者宛の会計報告を「毎学期末」から「年度末」1 回に

（２） 部活動の負担軽減

No.	項目	取組事例
1	取組時間	■ノー部活デーを週設定の他、さらに月 1 回の実施
2	取組時間	■部活動（朝練習）の見直し ・ 冬季の朝練習を実施しない。 ただし、大会を控えている場合は、保護者の同意を得て、顧問が校長に申請し、活動を許可する
3	取組時間	■部活動平日 2 日朝放課後練習なし

（３） 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

No.	項目	取組事例
1	意識改革	■働き方改革推進委員の任命
2	意識改革	■退勤予定時刻の視覚化 ・ 定時退勤の予定日を出勤札にマグネットにより視覚化することで、本人

		の意識を高めるとともに、他職員にも伝えることで業務支援につなげ、定時退勤を実行
3	取得促進	■年休を計画的に取得 ・学年内で月や週を決めて取得
4	取得促進	■夏季休業中の職員出勤日をなくす
5	時間外勤務抑制	■勤務時間外の電話の取扱い ・保護者宛て文書で、勤務時間を周知 「本校職員の勤務時間は、８：００～１６：３０です。本校は、働き方改革を進め、ご家庭・地域の皆様とともに、より質の高い教育の推進に努めます」
6	養護教諭	■養護教諭の不在を提示 ・資料の養護教諭不在 Ver. や消毒等も養教不在時のものを必ず提示して、いつでも休めるようにしてある

(4) 学校を支援する人材の確保

No.	項目	取組事例
1	ボランティア	■草刈りボランティア募集
2	ボランティア	■ボランティア活動の推進 ・改めて学校支援ボランティアを保護者、地域に募集

(5) 学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進

No.	項目	取組事例
1	連絡方法	■電話連絡の改善 ・保護者への電話連絡は勤務時間内に行う。仕事で出られない保護者にも早い時間に連絡して携帯電話に着信を残すことで、折り返しの連絡をしてもらう
2	連絡方法	■電子メール・SNSの活用 ・PTA活動について、メールやSNSで企画や運営を行う
3	PTA	■PTA役員会議の見直し ・回数を減らし、時間を短縮する
4	デジタル化	■PTA総会の書面開催 ・総会資料はホームページに掲載
5	地域学校連携	■登校時の見守りの役割分担 ・PTAや地域の方々が立つ場所については職員が重ねて立つことをせず任せる
6	地域学校連携	■資源回収合同実施 ・学区の中学校と合同で資源回収を実施

7	地域 学校 連携	■登校指導の改善 ・ P T Aと一緒にいていたが、協力を依頼し、登校指導は P T Aだけの実施とした。勤務時間内の下校指導の強化へつなげた
8	養護教諭	■学校医との連絡
9	養護教諭	■中学校区で合同開催 ・ 中学校区での学校保健委員会を開催した。開催にあたって、時間内に会議を持つことができた

(6) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

No.	項目	取組事例
1	P D C A	■学校の重点目標・経営方針に働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むとともに PDCA サイクルを構築する（校長） ・ 重点目標・経営方針に働き方改革の視点 ・ 年度末までに点検・評価・見直し・全教職員に内容を周知
2	項目設定	■学校経営方針や目標申告の項目に、必ず「業務改善」の項目を設定し、働き方改革の具体的な成果が得られるよう取組を推進するとともに、教職員一人一人の「意識改革」を図る（校長）
3	視点設定	■重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに働き方に関する視点を盛り込む（教職員）

7 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ市ガイドラインの周知を行うとともに、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、市ガイドラインに基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、ホームページ等を通じ、市ガイドラインの内容について周知を行う。